

秘密指定解除

公文書監理室

外
交
省

旧日本軍人・軍属であつた在日韓国人に
対する被償と日韓請求権協定との関係

昭47.1.18

北東アジア課

審年10月11日・12日の両日外務省において在日韓国人の特選問題等に関する日韓実務者会談が行なわれた。同会談において韓国側は「旧日本軍人・軍属たる在日韓人の被償請求に對する被償の問題は請求権協定から外されていふと考へるが、被償はどうなつてゐるか」と質問したところ、日本側は「との問題は外務・厚生両省にまたがる問題であり、請求権協定第2条第2項(4)の態式を検討した上で、外交チャネルで回答したい」と答えた。

かかる趣旨にかんがみ、該件について韓国側に下記のことく口頭にて回答することとい

たしたい。

四

1. ①日本軍、裏賄たる敗傷病者に対する年金支給法に在

づき年金が支払われているが、前者の場合は
は日本国籍を喪失した場合には年金支払を受け得ないとの趣旨をとつてあり。また、後者の場合は附則の二において在日韓国人を除外しているから(注)、在日韓国人たる敗傷病者は現行法内法上はかかる年金支給の対象となり得ない。

2. 一億万、昭和四十一年六月二二日に署名された

日韓請求権協定第二条は、日韓両国及び両国民の間の請求権の問題が「完全かつ最終的に解決されることとなることを確認する」(1)

署）とともに、かかる請求権で署名日以前に
生じた事由に基づくものに關しては「いかな
る主張もすることができない」（主張）旨被
定しているから、法的には、在日韓国人たる
被傷者がわが国内法上前述の如く取扱われ
ていることに関する問題も日韓兩國間では既
に解決せといふことになる。

3 なお、日韓歴史教科書第2章2項が同条の
規定により影響を受けないものとして取扱引
き締を本邦に専能している韓国人の場合等に
關し始めているのは「財産、権利及び利益」
であるところ、同条にいり「財産、権利及び
利益」は財團合意論争第2回(6)から明らかとな
り肯定法上の権利に限られるから、わが国内
法の次如が問題とされている本件の如き場合

がこれに当らないことは言うまでもない。

(注) 風病法(第14条)

狂妄たる服従を受くるの懲罰を有する者の各号の一に該当するとときは其の懲罰を科す

三 國籍を失ひたるとき

被保護者監視看護師選択法(附則の2)

戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。